

法人県民税法人税割に係る 超過課税の実施期間の延長について（お知らせ）

法人県民税の法人税割につきましては、昭和 5 1 年度以降、法人の皆様のご協力のもと超過課税を実施し、産業の活性化や交通ネットワークの整備等の施策の財源として活用させていただいておりますが、その適用期間が令和 8 年 3 月 3 1 日で終了することとなっています。

本県では、人口減少の加速、自然災害の頻発、国際情勢の不安定化といった時代の潮流の変化に対応し、大分県を新たなステージに発展させるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2 0 2 4 ～新しいおおいたの共創～」を策定しました。

移住・定住や観光、企業進出といったあらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」を実現するためには、このビジョンのもと、災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実などの施策を進めていくことが重要です。

このため、法人県民税法人税割に係る超過課税の適用期間を 5 年間延長し、令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間に終了する事業年度分について、所要の財源に充てさせていただきますと思います。

つきましては、この趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、税率及び適用要件につきましては現行のまま、次のとおりです。

記

税率：1. 8 % （内訳…標準税率：1. 0 %、超過税率：0. 8 %）

※資本金又は出資金が 1 億円以下でかつ法人税額が年 1, 0 0 0 万円以下の
中小法人には超過税率は適用しない

		資本金・出資金の額	
		1 億円超	1 億円以下
課税標準額 (法人税額等)	年 1 千万円超	1. 8 %	1. 8 %
	年 1 千万円以下	1. 8 %	1. 0 %